自治体 しがの仲間
発行責任者 滋賀県自治体労働組合総連合（滋賀自治労連）委員長 杉本 高
〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3番30号 電話077-527-5511/FAX 077-527-5522
2023年 6 月　No. 341

職場の声　地域の声　時代の声

つなぐ、とどける、かたちにする

今よりもっと生き生きと働ける職場 夢を語りあえる公務公共を取り戻そう！

滋賀自治労連は、4月25日に滋賀県市町振興課へ、5月16日に滋賀県市長会と滋賀県町村会へ「23春闘統一要請書」を提出し、要請と懇談を行いました。この取り組みは、春闘を起点に夏季闘争（人事院勧告）へと運動をつなぎ、勧告後の秋季年末確定闘争での職場要求の前進をめざす取り組みの一環として例年取り組んでいます。今年は、おもに緊急勧告（コラム参照）の必要性と社会的大義、会計年度任用職員の勤勉手当支給に向けた地方自治法の改正、地域手当をはじめとした給与制度全体の大幅な改変が見込まれる給与制度のアップデート問題などについて、職場の声、地域の声を届けながら要請と意見交換を行いました。また、新型コロナウイルスへの対応についても、疫学上の分類が2類から5類へと移行したからといって、病原性や感染力などが変わったわけではなく、より危険な変異株がいつ発生するかも分からないこともふまえ、引き続き職員を守るコロナ感染防止対策の継続が必要であることを訴えました。とりわけ、会計年度任用職員など非常勤職員については、ほとんどの自治体で病気休暇が無給となっている問題を指摘し、その改善を求めました。

以下、おもなやりとりを報告します。

滋賀県市町振興課

滋賀自治労連は、知事宛の「県民と自治体職員のいのち健康、暮らしを守るための要請書」を提出し、市町振興課の田中課長が対応しました。

今回は、新型コロナウイルスの5類への引き下げと長引く異常な物価高騰はじめ、会計年度任用職員の勤勉手当に係る地方自治法の改正や、公務員給与制度の大幅な改変が予想される「給与制度のアップデート」など重要課題が重なっていたこともあり、例年よりも時間を割いて要請と懇談、情報交流などを行いました。

課長からは、「職員の賃金・労働条件は各団体が自主的・主体的に決定すべきもの」「必要な助言や情報提供を行うことが当課の役割」としつつも、昨今の公務部門での深刻な人材不足については、「国においても同じような課題がある」と問題意識を共有。今夏の勧告で一定の骨子が示される見込みの地域手当も含めて、職員が働きがいや誇りを実感しながら生き生きと働くことができ、若い人たちが魅力を感じて応募をしてくるような職場環境を整備していくことが重要であることについて、認識を一定共有することが出来ました。

滋賀県市長会

5月16日の市長会への要請では、明石事務局長と田村次長が対応しました。まず物価高騰への対抗軸として自治労連が掲げている「緊急勧告」については、「現時点で市長会のなかで、こういう議論はない」としつつ、「公務の給与は周回遅れなので民間との差がある」と認識を共有。また地域手当については、「県内の市から県庁や京都・大阪方面へと人材が流失し、民間とも競合する」「介護師や看護師の報酬にも反映されるので地域の民間にも波及し、結果として地域全体の賃金水準が公務を含め低い状態で固定化される」「課題として全国市長会へ見直しを求め意見を上げている」としました。とくに若い人たちや専門職にとって公務の魅力が後退している要因の一つとして問題性を指摘しました。

その他、アフターコロナの自治体運営の課題については、「コロナ禍3年の弊害として、対人経験が不足している世代を迎える課題もあり、対応できるよう人材育成をすすめることが大切」としました。

滋賀県町村会

町村会への要請では、猪飼事務局長が対応。滋賀自治労連は、地域手当の矛盾が町から県などへの人材流失を引き起こすばかりか、同じ自治体内でさえ慢性的な過重労働に対するストレスなどから常勤職員を退職し、会計年度任用職員へと転向する事例が増えている実態も示し、職場崩壊への対策を町村会として6町一体で取り組むことを要請しました。

猪飼事務局長は、「せっかく育て一人前になった職員が県や市に流れる。町にとっては死活問題だ。特に専門職は深刻で、土木など募集をかけても応募さえない。全国町村会でも国に意見を上げている」と、問題性を共有しました。

また、5月8日以降のコロナ対応をめぐる特休や職免の廃止についても、滋賀自治労連は、少なくとも医療・公衆衛生や福祉職場はじめ各課窓口など住民との接触が日常的に避けられない職場では、自治体独自の対策や配慮が必要であることを要請しました。特に、会計年度任用職員の病気休暇を無給から有給に改めなければ、罹患していることを隠して出勤し、職場でクラスターが発生するなど最悪の事態も想定されることを指摘。「なるほど、確かにそういう問題はありますね」と問題意識を共有することができました。

知っとコラム　物価高騰に伴う人事院の緊急勧告ってどういうことですか？

公務員は、労働基本権の一部が制約され、特に争議権がはく奪され、ストライキを行えません。この代償として国に人事院を設置し、都道府県や政令市などには人事委員会が設置され、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項を調査し、必要に応じて報告、勧告を行うことで、労働基本権制約の代償措置となっていると歴代政権は ILO（国際労働機関）などに説明しています。

国家公務員法 28 条第 1 項は「この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。」となっており、第２項では「人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。」と決められています。また、同法 64 条２項では「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。」としており、生計費は給与決定にあたって最も重視されなければならない項目です。

人事院は毎年 4 月下旬から 6 月にかけて、全国の地方人事委員会と共同して職種別民間給与実態調査（民調）を行い、その結果に基づいて 8 月上旬ごろに人事院報告及び勧告を行っていますが、これは「毎年少なくとも一回」という国公法の最低要件を満たしているだけで、「社会一般の情勢に適応するよう、随時これを変更することができる」「その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない」という規定からすれば、今回のような物価高騰があれば、引き上げの勧告を行えることは当然ですし、5%以上賃上げが必要であれば賃上げの勧告が義務付けられています。

直近では、2009 年 5 月にリーマンショックによる金融不況をうけて、民間企業の夏のボーナスが下がる見通しということで、一時金の月数を引き下げる緊急勧告を行いました。夏にも解散総選挙が必至となり、追い込まれた当時の麻生内閣が人事院に圧力をかけて出させた勧告ともいわれており、通常の民調に先立って夏季一時金の支給予定月数を特別調査し、夏期一時金支給月数を引き下げるという緊急勧告を実際に行っています。

物価高騰は数ヶ月連続で起きているもので、民間企業ではインフレ手当支給なども行われており、今こそ特別調査を実施し、公務部門でも速やかな賃上げ勧告を実施すべきです。

命と暮らし、平和を守ろう！
８時間働けば普通に暮らせる社会めざそう！！

５月１日、第94回滋賀県民メーデーが、大津、甲賀、守山・野洲、近江八幡、日野、彦根、湖北、高島の県内８会場で開催され、県全体で約５００人、大津市膳所城跡公園で開催された中央メーデーには約２５０人が参加しました。

大津メーデー

大津メーデー

オープニングのステージでは世界を旅して演奏している楽団「ピエモンテルノ」の３人が登場。歌、ギター、チューバなどで会場を一気に華やかに、賑やかに盛り上げました。

主催者あいさつでは、岡本恭治実行委員長（滋賀県労連議長）が23春闘の到達に触れ、物価高騰から暮らしを守る賃上げが待ったナシであること、岸田政権の大軍拡・増税路線を批判し、命と暮らしを守る政策への大転換を訴えました。

来賓あいさつでは、明るい滋賀県政をつくる会の近藤公人代表、日本共産党滋賀県委員会の石黒良治委員長、社会民主党滋賀県連合の小坂淑子代表、市民の会しがの斎藤敏康代表からいただき、滋賀県生活協同組合連合会の森井徹専務理事、近畿労働金庫の川瀬美智子滋賀地区本部長、滋賀県生活と健康を守る会連合会の稲森善稔会長に列席いただきました。また、三日月大造滋賀県知事、佐藤健司大津市長、立憲民主党滋賀県総支部連合の徳永久志代表からは激励のメッセージが寄せられました。

恒例のリレートークには７団体が参加し、医労連、年金者組合、生健会、滋商連、平和委員会、国民救援会、民医連からこの間の取り組みと課題が話され、力強い連帯と共感の拍手が沸き起こりました。今回は郵政産業労働者ユニオンの新たな仲間も加わり、メーデー宣言は満場の拍手で採択されました。

甲賀・湖南メーデー

杉本高副実行委員長（滋賀県労連副議長、滋賀自治労連委員長）の閉会挨拶と団結ガンバローで集会を成功裏に締め括った参加者たちは、「賃金を上げろ」「生活を守れ」など切実な要求をアピールしながらＯｈ！Ｍｅ大津テラスまで約２キロをデモ行進しました。

彦根メーデー

短時間勤務会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能にする法改正が成立‼
しっかりと単組要求・交渉を行い制度化させよう。

会計年度任用職員制度が導入されて以来の課題となっている、勤勉手当支給を可能とする地方自治法の改正案が４月26日の参議院本会議で可決・成立し、５月６日付で公布されました。フルタイム会計任用職員については、法改正前でも支給可能でしたが、総務省の事務処理マニュアルで「支給しないことを原則とする」とされていることから支給されてきませんでしたが、今回の法改正を受けてこの事務処理マニュアルも改正されることになります。

現在支給されている期末手当でも、県や大津市、近江八幡市では年間 2.55 月分支給されていますが、県内のほとんどの市町では 2.4 月分しか支給されていません。また、全国には再任用職員と同じ 1.35 月分しか支給していない自治体も存在します。まずは、勤勉手当を正規職員同様の月数で支給させることを要求しましょう。そのためにも、現場の当事者である会計年度任用職員のみなさんが当事者として、主体的に運動に参加して声を上げていくことが何よりも大切です。滋賀自治労連は引き続き、この運動を全力で推進し、現場のみなさんをサポートします。悩まず、抱え込まず、お気軽に滋賀自治労連までご相談ください。やりがいと誇りを持ち、生き生きと働き続けられる職場を一緒につくっていきましょう。

くらしと統計
暮らし「ゆとりない」６割

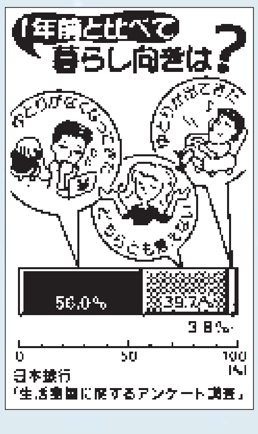

全体の６割の人が、１年前と比べて「暮らしにゆとりがなくなってきた」と回答。日本銀行がこのほど発表した「生活意識に関するアンケート調査」の結果で、リーマンショック後の２０１０年３月以来の高水準といわれます。

調査は全国の20歳以上を対象に年４回実施。今回は今年２～３月に行い、約２千人から回答を得ました。１年前と比べた暮らし向きを尋ねたところ、「ゆとりがなくなってきた」は56.0%に上昇し、「ゆとりが出てきた」はわずか3.8%に過ぎませんでした。

ゆとりがなくなってきた理由（複数回答）を聞くと、１位は「物価が上がったから」で、過去最高の90.4%。次いで「給与や事業などの収入が減ったから」（37.1%）でした。歴史的な物価上昇と収入減のダブルパンチ。これでは、ゆとりある生活は夢のまた夢です。

みんなの声

◎この４月から、任期付職員として３年間勤務することになりました。同時に組合にも加入しました。３年間、よろしくお願いします。

A・N　滋賀県職

◎新規採用のみなさん、ようこそ！長く仕事をしていると、若い人の意見や考えがとてもフレッシュに感じることがあります。世代を超えていろんな意見が聞きたいです。一緒にがんばっていきましょう。

A・Y　滋賀県職

◎私には子どもが４人います。新年度を迎え、高校生を筆頭に、中学、小学、保育園と、４箇所を網羅することになりました。コロナと共存となり、活動も戻りつつあるため、子ども達の予定が多く、すでに頭が追いつきません…。しかし、以前のように活動が再開しつつあり、対策をしながらも、子ども達には今しかできない体験を沢山してほしいと思います。

E・S　滋賀県職

◎新学期が始まり、元気な子どもたちの声が学校中に響いています。「ごちそうさま」「美味しかった」と言ってくれます。明日もがんばろうととても一言にいやされます。

Y・O　日野町職労

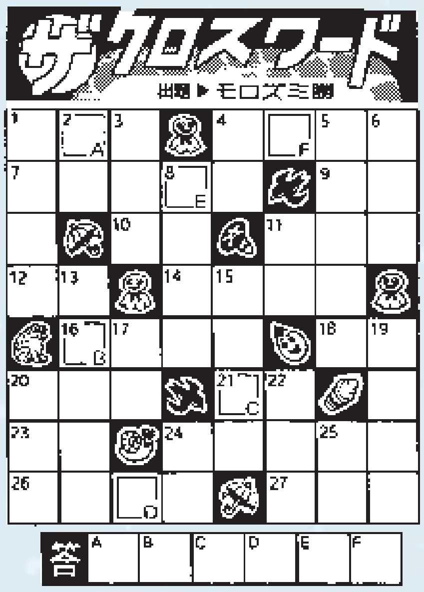

【問題】A～Fを並べてできる言葉は？

【タテのカギ】
1 断崖……に立つ
2 ……一升に金一升
3 フランスに行くこと
4 ……半島は静岡県で、……諸島は東京都
5 「坊ちゃん」に登場する数学教師のあだ名
6 ジェットコースターは……満点
8 料理する時に着けます
11 地球表面のおよそ３割
13 １９６４年の東京五輪で正式種目に
15 米国の観光地といえば
17 ……には……がある
19 効果なし。……に水
20 コロンブスは立てた
22 ……物とは無くした物
24 舟を漕ぐ道具です
25 夢を食べる伝説の動物

【ヨコのカギ】
1 出生時にインターネットがあった……世代
4 徳川秀忠の父の名は
7 足の裏にあります
9 ボールや玉の仲間
10 ステッキです
11 写実的。……な映像
12 桃太郎の家来
14 1185年？1192年？……幕府の成立
16 反対語は「無形」
18 目に見える範囲
20 早乙女はこれをする人
21 ……称、……唱
23 ……際、……口
24 昭和の時代、道端で子どもが群がりました
26 トータルです
27 スギナと……

（一次締切）６月15日（木）
（二次締切）６月30日（金）

正解者の中から抽選で図書カードを進呈。（一次締切日を過ぎて郵送された方にも当選権あり。二次締切当選者は翌々月号に発表）

《前号まちがいさがしの答え》
①吹き流しの模様 ②上のこいのぼりの尾ひれ ③下のこいのぼりの胸びれ ④下のこいのぼりの目 ⑤左端の人の帽子 ⑥中央の人が持つ菓子 ⑦右端の花

《339号（二次締切）当選者３名》
横井　克彦様（大津市労連）
佐伯　悦子様（滋賀県職）
野坂　明子様（滋賀県職）

《340号（一次締切）当選者３名》
近森　美穂様（大津市労連）
岡村　弥生様（日野町職労）
井川　裕子様（豊郷町職労）

【応募方法】
WEB・ハガキ又はFAXで。答え、住所、氏名、単組名、職場のできごと、話題、家族のたよりなど、ひとことお書きください。（匿名不可）

【送り先】
〒520-0051
大津市梅林一丁目3-30
こうぜんビル１F　滋賀県自治体労働組合総連合
FAX 077(527)5522

▶ WEBで簡単応募ができます